

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 13 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 天 野 英 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 27 日から 令和 8 年 3 月 9 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 12 日 午前 10 時 00 分 場 所 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 18 日 午前 9 時 20 分 場 所 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 16 日から 令和 8 年 3 月 19 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 13 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	9,880,000 7,904,000	一括	1,976,000	45,479	11,878
1	5,110,000				
2	4,770,000				
備考					

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|----------------------|------------------|
| 1 | 所 在 | 恵庭市文京町四丁目 | |
| | 地 番 | 1 5 番 3 6 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 2 2 5 . 0 0 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 恵庭市文京町四丁目 1 5 番地 3 6 | |
| | 家屋 番号 | 1 5 番 3 6 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 5 . 4 1 平方メートル |
| | | 2 階 | 4 9 . 6 8 平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、**2週間程度延期**する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7年12月19日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 天 野 英 司

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 恵庭市文京町四丁目 | |
| | 地 番 | 15 番 36 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 225.00 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 恵庭市文京町四丁目 15 番地 36 | |
| | 家屋 番号 | 15 番 36 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 65.41 平方メートル |
| | | 2 階 | 49.68 平方メートル |



令和 7 年(ケ)第 92 号
令和 7 年 9 月 12 日受理
令和 7 年 10 月 15 日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 石 村 好 広

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 恵庭市文京町四丁目 |
| | 地 番 | 1 5 番 3 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 2 5 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 恵庭市文京町四丁目 1 5 番地 3 6 |
| | 家屋 番号 | 1 5 番 3 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 5 . 4 1 平方メートル
2 階 4 9 . 6 8 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	恵庭市文京町4丁目20番2号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 保管開始日 支部 平成 年（ ）第 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 本土地について

- 1 本土地上の境界標は土地建物位置関係図記載の1か所にしか確認できなかった。建物の配置等を基に概測した結果は土地建物位置関係図のとおりであるが、正確には専門家の測量結果による必要がある。
- 2 土地建物位置関係図記載のとおり、本土地の北東側で市道に、ほぼ等高に接面している。

■ 本建物について

- 1 建物間取図記載のとおり玄関フード（約2.43平方メートル・床面積に算入されていない）が存在した。
- 2 1階の食堂及びユーティリティーを中心に、雑物が積み上がっており、床面及び壁面のすべてを確認することができなかったが、建物の内壁全般にクロスの剥がれや黒カビによるものと思われる汚損等が散見された。
- 3 本建物所有者によると、ライフラインが止まっており、設備類が正常に稼働するか否かは不明とのことであった。
- 4 土地建物位置関係図記載のとおり、本建物所有者所有の仮設車庫（軽量鉄骨造平屋建・約14.58平方メートル）が存在した。

■ 本土地建物所有者の陳述の要旨

本建物は、私が住居として使用しており、本土地建物を第三者に対し賃貸等はしておりません。

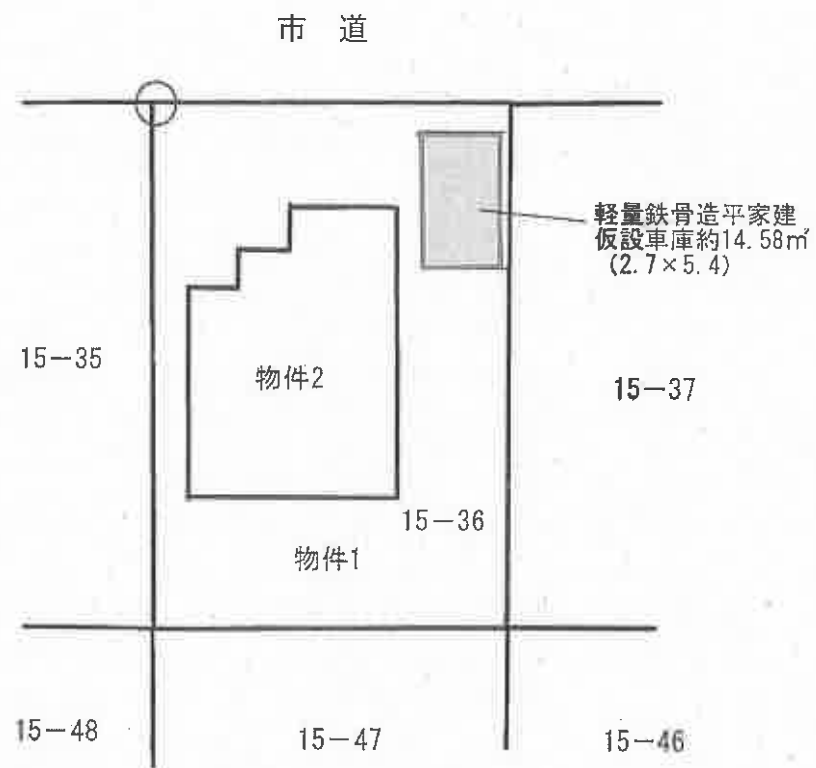
以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 9月16日(火) 14:30— 14:50	物件所在地	外周調査、写真撮影、占有調査(不在)、連絡文書作成投函
7年 9月22日(月) 15:55— 16:05	物件所在地	占有調査(不在)、連絡文書作成投函
7年 9月29日(月) 14:20— 15:00	物件所在地	立入調査、外部調査、写真撮影、所有者に面談、評価人同行
7年10月14日(火) 11:20— 11:25	(インターネット)	本土地上の既登記建物調査
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

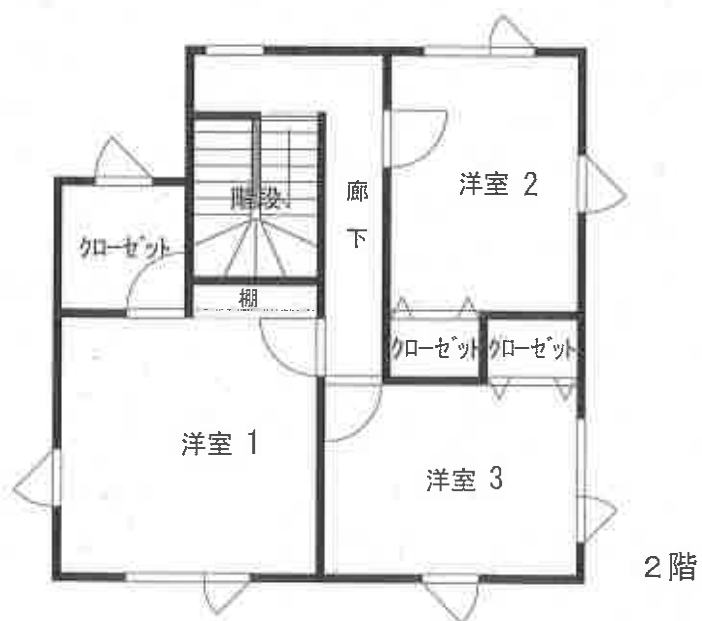
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

○ 境界標確認箇所



土地建物位置関係図

1 : 約 2 5 0



全 景



居 間



台 所



トイレ



(8 枚目)

ユーティリティー



浴室



令和7年（ケ）第92号
令和7年9月29日 現地調査
令和7年10月15日 評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

猪 子 道 夫

第1 評価額

一 括 価 格	
金 9,880,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 5,110,000 円
物件2（建物）	金 4,770,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不具合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	恵庭市文京町四丁目 15番36 宅地 225.00㎡	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	恵庭市文京町四丁目15番地36 15番36 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 65.41㎡ 2階 49.68㎡ 延べ 115.09㎡	同 左
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR千歳線「恵庭」駅の西方道路距離約2,600m 中央バス「文京町4丁目」停留所の南東方道路距離約160m（徒歩約2分） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	受命物件は恵庭市中心部より漁川を介して西方、美咲野地区と言われる、大手宅地開発業者により開発分譲された住宅地のうち、北端付近の幹線道路沿いに位置する土地建物である。 周囲は、戸建住宅地が多いなか、幹線道路沿いに時折店舗等が見られる住宅地域で、中規模の一般住宅が建ち並ぶ街区形成が比較的良好な地域を形成し、幹線道路背後には草地等も見られる住宅地を形成している。買物等の利便性に関してはドラッグストアが約500m、日用品等のスーパーは約1,000m程度の地点に位置し、幹線道路沿線のためコンビニ店舗も見られる等、普通程度の利便性を有する地域となっている。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第2種中高層住居専用地域 60% 200% 規制なし 地区計画：美咲野地区・一般住宅地区、建築物の最低敷地面積200㎡ 建築基準法22条指定 土砂災害関連の指定はなく、洪水による想定浸水もない地域である。
画地条件	地積 間口・奥行等 形状 その他	登記記載のとおり 約225.00㎡ 北東側の舗装市道に約12.500mが接面し、奥行約18.000mの中間画地となっている。 長方形である。 物件2建物が建築され、宅盤は平坦地で接面市道及び隣接地とは概ね等高となっている。

接面道路の状況	北東側 幅員20m舗装市道(恵南柏木通) ※都市計画道路:3・4・107:恵南柏木通:計画幅員20m:事業完了済み (建築基準法42条1項1号) 接道状況 上記市道に接面する中間画地となっている。 その他 上記のとおりである。
土地の利用状況等	物件1土地の中央部から市道寄りにかけ物件2建物が建築され、敷地東端付近に軽量鉄骨造平家建仮設車庫約14.58㎡(床は土間)の設置がある。 (土地建物位置関係図参照)
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり 上水道、下水道は北東側市道より各々引込がある。集中プロパンガスについても接面市道に埋設され利用可能な状態であるが、物件2建物は利用していない。
特記事項	・境界標については北端の1か所のみ確認でき、その他は確認出来なかったが、公図、地積測量図等を基に概測した結果、概ね地積測量図のとおりと推測されるが、正確には専門家の測量を要する。 ・土壌汚染については、現地調査及び土地登記簿等による過去の履歴調査より、その可能性の端緒は確認出来なかった。但し評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 ・埋蔵文化財包蔵地の登録はない。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 平成12年5月18日 新築 経過年数： 25年 経済的残存耐用年数： 10年
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング貼り 内 壁：ビニールクロス貼り等 天 井：ビニールクロス貼り等 床：フローリング、タタミ等 設 備：電気・給水・排水・換気設備、セントラル暖房、灯油ボイラー、IHクッキングヒーター等 その他：特にない。
床面積(現況)	物件2建物は登記床面積と同様である。 (詳細は別添建物間取図参照)
現況用途等	階 層： 標題部記載のとおり2階建 現況用途： 物件2建物は、1階、居間、台所、和室、浴室、ユーティリティ、トイレ、玄関、ホール、物入、物置等、2階は洋室3、廊下、クローゼット等。 間 取 り： 4LDK (詳細は別添建物間取図参照)
品 等	使用資材 普通 施 工 普通
保守管理の状態	内部については、1階の食堂、ユーティリティを中心に、雑物が積み上がっており、床面及び壁面のすべてを確認することができなかったが、建物の内壁全般にクロスの剥がれや黒カビによるものと思われる汚損等が散見された。 外部に関しては特に大きな損傷は認められず、経年相応の劣化状態である。 ヒアリングによると現状ライフラインが止まっており設備等が正常に稼働するかは不明とのこと。
建物の利用状況	所有者が利用している。 (詳細は現況調査報告書参照)
特記事項	・受命建物は建築確認検査及び完了検査を受けている建物である。 ・物件2建物の東側に軽量鉄骨造平家建仮設車庫約14.58㎡(2.7×5.4)、物件2建物の北側に玄関フード約2.43㎡(1.8×1.35:床面積に算入しない)の設置がある。 (詳細は別添土地建物位置関係図、建物間取図参照)

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建 付 減 価 エ	建 付 地 価 格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	45,100	1.00	225.00㎡	0.90	9,133,000

ア 標準画地価格：取引事例比較法を適用し、地価公示価格等を規準として本件敷地の標準価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差： 特にない 計 1.00

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応性ほか地域の最有効使用との乖離の程度等を考慮し建付減価を以下のとおり判定した。

建付減価 $\Delta 10\%$

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価(玄関フード、仮設車庫を含む)を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用した減価修正を行って、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
2	165,000	115.09	0.17	3,228,000

ウ 現価率： 耐用年数に基づく定額法と観察減価法を併用し求めた。

i 経済的残存耐用年数 10年

ii 通算耐用年数 35年

iii 建物の状況、建物内部の汚れ及び損傷、老朽化の程度等を考慮して観察減価を以下のとおり判定した。

観察減価 $\Delta 40\%$

$\frac{10}{35} \times 60\% = 0.17$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ
1	9,133,000	0.3	2,740,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を以下のとおり査定した。

割合 30%

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) (1①オ,1②エ) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ-カ=キ (万円未満切捨)
1	9,133,000	-2,740,000		1.00	0.8		5,110,000
2	3,228,000	+2,740,000	-	1.00	0.8	-	4,770,000
一括価格(合計)							9,880,000

イ 土地利用権等価格の控除及び加算 物件1土地については土地利用権等価格を控除し、物件2建物については土地利用権等価格を加算した。

ウ 占有減価修正 特にない。

エ 市場性修正 目的物件の個別的要因等を充分検討したが、さらに、当該地域に関する物件の不動産需給動向等を再検討し、市場性修正はないものと判定した。

オ 競売市場修正 評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量して以下のとおり査定した。

競売市場修正 △20%

カ その他の控除減価(敷金等) 特にない。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格

恵庭-8

所 在 : 恵庭市美咲野1丁目16番106

価 格 : 41,000円/㎡

位 置 : JR千歳線「恵庭」駅西方順路約1,900m

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 225㎡

供給処理施設: 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 北東8m舗装市道

用 途 指 定 等 : 市街化区域

第1種低層住居専用地域

(指定建蔽率 40%, 指定容積率60%)

地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 令和7年度

物件1 5,557,500円 (24,700円/㎡)

物件2 2,488,570円 (21,623円/㎡)

車庫 48,786円

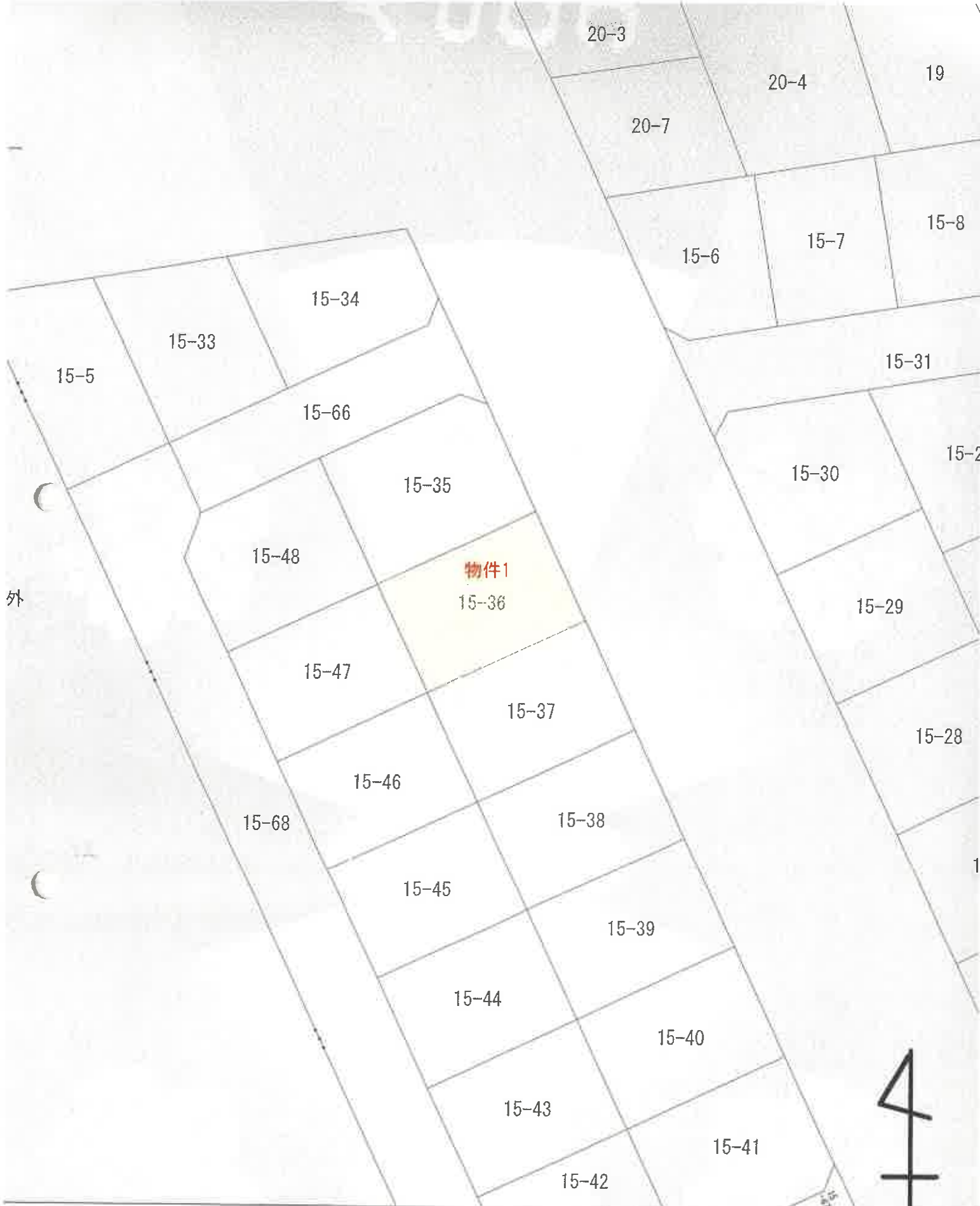
ここに掲げた参考価格は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。
決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面写し・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上





座標値種別：図上測定)

地
域
公
図

1 : 500

文
4

登記年月日：平成9年8月18日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局恵庭出張所管轄)

令和7年7月14日 東京法務局中野出張所

登記官

地図番号	境界標の種類及び筆界点の記号又は点名			
	種類	土地家屋調査士専用標	コンクリート標	
	既設			
	新設			
与点の種類	イ. 公共基準点	ロ. 図根点	ハ. 登記基準点	ニ.

~~地図訂正~~

地番 (5) 15-36

$(12.500 + 12.500) \times 18.000 \div 2 = 225.0000000$

合計面積 225.0000000
地積 225 m²

~~地図訂正~~

地番 (6) 15-37

$(12.500 + 12.500) \times 18.000 \div 2 = 225.0000000$

合計面積 225.0000000
地積 225 m²

~~地図訂正~~

地番 (7) 15-38

$(12.500 + 12.500) \times 18.000 \div 2 = 225.0000000$

合計面積 225.0000000
地積 225 m²

~~地図訂正~~

地番 (8) 15-39

$(12.500 + 12.500) \times 18.000 \div 2 = 225.0000000$

合計面積 225.0000000
地積 225 m²

官公署証明番号

平成 年 月 日

作製者

(平成9年7月1日作製)

(札幌土地家屋)

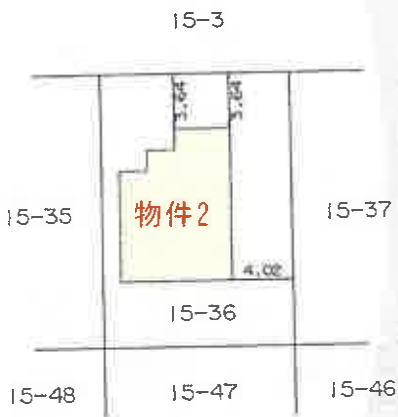
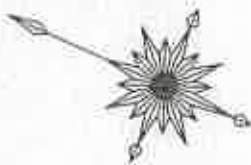
地積測量図

(本図面はB4版から抜粋したものである)

家屋番号	15-36
------	-------

建 物 図 面

建物の所在	恵庭市文京町4丁目15番地36
-------	-----------------



(札幌土地家屋調査士会用紙)

申請人



縮尺	1/500
----	-------

00214948

建物図面

(本図面はB4版から抜粋したものである)

令和7年7月14日

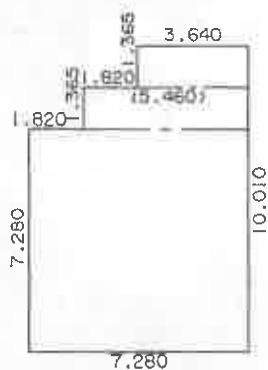
東京法務局中野出張所

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局恵庭出張所管轄)

各階平面図

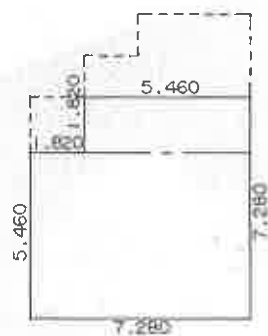
1 階



$$3.640 \times 1.365 + 5.460 \times 1.365 + 7.280 \times 7.280 = 65.4199$$

1階床面積 65.41m²

2 階



$$5.460 \times 1.820 + 5.460 \times 7.280 = 49.6860$$

2階床面積 49.68m²

作製者

縮尺

1/250
1/

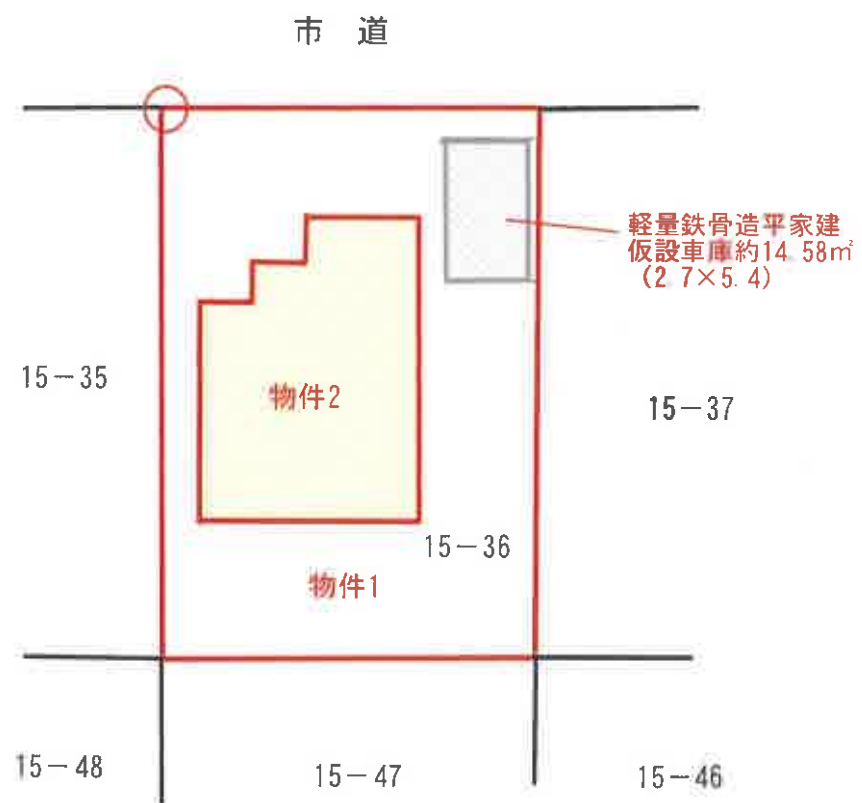


(札幌土地家屋調)

各階平面図

(本図面はB4版から抜粋したものである)

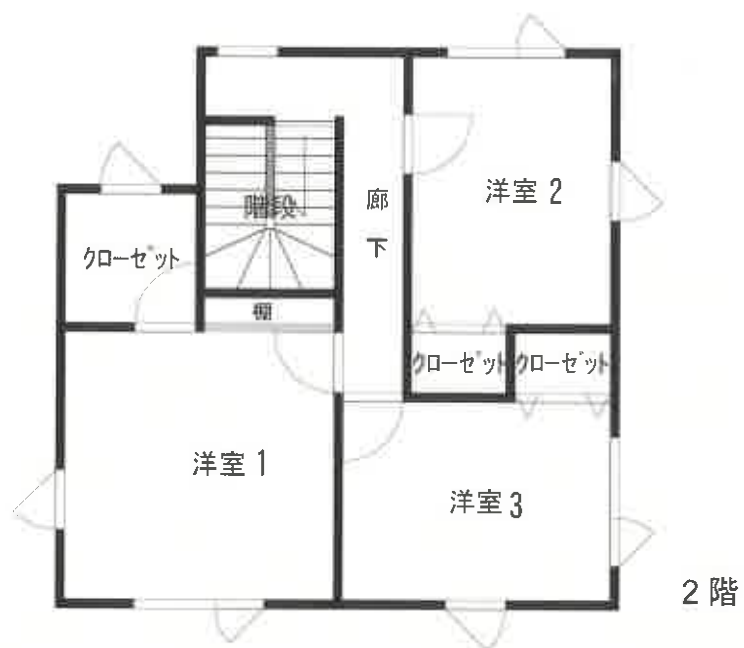
○ 境界標確認箇所



土地建物位置関係図

1 : 約 2 5 0

玄関フード (1.8×1.35)
約2.43㎡床面積に算入しない。



	登記	現況
1階	65.41㎡	65.41㎡
2階	49.68㎡	49.68㎡
延べ面積	115.09㎡	115.09㎡

建物間取図

